

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を再開しました

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基つき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子ども**など、小学校などを休む必要がある子ども

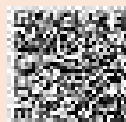
【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

【申請期限】	①令和3年8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日（月） 必着
	②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年2月28日（月） 必着

事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷をお願いします。

新型コロナ 休暇支援 **検索**



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法
本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**をお願いします。
※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配達してください。（宅配便などは受付不可）

お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

労働者の皆さまへ

千葉労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**等を行っておりますので、是非ご相談ください！

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合に**、新型コロナウイルス感染症対応**休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）**が直接申請することが可能です。
- 労働者の方が利用を希望する場合、千葉労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に応じない場合には**、**労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請**ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。

千葉労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』

（電話番号）043-306-1860（令和4年1月31日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）